

改正	昭和57年6月3日規則第29号	平成元年8月29日規則第57号
	平成5年7月16日規則第40号	平成8年3月31日規則第41号
	平成11年4月30日規則第46号	平成12年3月31日規則第124号
	平成13年3月30日規則第33号	平成15年3月31日規則第22号
	平成19年3月16日規則第5号	平成19年7月20日規則第73号
	平成20年3月29日規則第43号	平成20年9月16日規則第53号
	平成21年3月16日規則第5号	

沖縄県建築基準法施行細則をここに公布する。

沖縄県建築基準法施行細則

沖縄県建築基準法施行細則（昭和47年沖縄県規則第98号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 手続（第4条 第18条）
- 第3章 報告（第19条 第21条）
- 第4章 建築物の敷地及び道路（第22条 第29条の2）
- 第5章 公開による意見の聴取（第30条 第36条）
- 第6章 雑則（第37条・第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行のため、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号。以下「条例」という。）並びに沖縄県文教地区建築条例（昭和47年沖縄県条例第117号。以下「文教条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（確認申請手数料等の減免）

第2条 条例第29条の13の規定により次の各号のいずれかに該当する建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）についての確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、完了検査通知手数料又は中間検査通知手数料は、条例第29条の3から第29条の5まで、第29条の7において読み替えて準用する条例第29条の3、第29条の8において読み替えて準用する条例第29条の4及び第29条の9において読み替えて準用する条例第29条の5の規定により算定した額（確認申請手数料にあつては法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に同条第5項の構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれているときは条例第29条の3第3項に規定する加算額を除き、計画通知手数料にあつては法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に同条第4項の構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれているときは条例第29条の7において読み替えて準用する条例第29条の3第3項に規定する加算額を除く。）の2分の1に相当する額を減額する。

- (1) 行政庁の処分により移転するもの
- (2) その他知事が特別の理由があるものと認めるもの

2 災害により滅失し、又は破損した住宅をその災害の発生の日から1年以内にこれを建築し、又は大規模な修繕をする場合における確認申請手数料（法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に同条第5項の構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれている場合にあつては、条例第29条の3第3項に規定する加算額を除く。）、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料（法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に同条第4項の構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれている場合にあつては、条例第29条の7において

読み替えて準用する条例第29条の3第3項に規定する加算額を除く。)、完了検査通知手数料又は中間検査通知手数料は条例第29条の13の規定により免除する。

- 3 前2項の規定により確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、完了検査通知手数料又は中間検査通知手数料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除の事由に該当することを証する書面を、法第6条第1項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請書、法第7条第1項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請書、法第7条の3第1項(法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請書、法第18条第2項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知書、法第18条第14項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する工事完了の通知書又は法第18条第17項(法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する工事終了の通知書に添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成11年規則46号・12年124号・13年33号・15年22号・19年5号・73号〕

(標識による公示)

第3条 法第9条第13項(法第10条第4項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識は、次の各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第9条第1項及び第10項(法第88条第1項、第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第1号様式
- (2) 法第10条第2項及び第3項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第2号様式
- (3) 法第90条の2第1項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第3号様式

一部改正〔平成12年規則124号・19年5号〕

第2章 手続

(確認申請書等に添付する図書)

第4条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び法第18条第2項の規定により建築主事に提出する確認の申請書及び計画通知書(以下「確認申請書等」という。))には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。ただし、次の各号に掲げる図書に明示すべき事項を省令第1条の3又は第3条に規定する図書に明示してその図書を添える場合は、この限りでない。

- (1) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場等工事計画書(第4号様式)
- (2) 建築物が法第86条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受けるものである場合は、既存不適格建築物工事計画書(第5号様式)又は卸売市場等の既存不適格建築物工事計画書(第6号様式)及び関係図面
- (3) 建築物の敷地が高さ2メートル以上のがけに接し、又は近接する場合には、がけの高さ、がけの下端及び上端と当該建築物との距離並びにがけの形状を明示した断面図
- (4) 建築物の便所を水洗式とする場合は、尿(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽の構造及び性能詳細図並びに当該汚水の排水経路図
- (5) 建築物が法第12条第1項の規定により定期に報告を要するものである場合は、定期報告対象建築物調書(第7号様式)及び関係図面
- (6) その他建築主事が必要と認める図書

2 確認申請書等に係る建築物が条例第4条に規定する災害危険区域に建築するものである場合は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条の規定による知事の許可書を当該確認申請書等に添付しなければならない。

3 法令の規定により申請又は届出を建築主に代つて行う者は、当該申請又は当該届出に建築主の委任状を添付しなければならない。

一部改正〔平成11年規則46号・12年124号・19年5号・20年43号〕

第5条 削除

削除〔平成20年規則43号〕

(許可申請書の添付図書等)

第6条 省令第10条の4第1項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、省令第1条の3第1項の表一の(い)項及び(ろ)項に掲げる図面(次の各号のいずれかに該当する許可の申請の場合にあつては、同条第1項の表二の(三十)項に掲げる図面を加える。)、工場等工事計画書(第4号様式。全部又は一部を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の許可の申請の場合に限る。)、許可申請の理由書その他知事が必要と認める図書又は書面とする。

- (1) 法第55条第3項第1号又は第2号に規定する建築物の許可
- (2) 法第56条の2第1項ただし書に規定する建築物の許可
- (3) 法第59条第1項第3号又は第4項に規定する建築物の許可
- (4) 法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可

2 省令第10条の4第4項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、省令第3条第2項の表に掲げる図書及び知事が必要と認める図書又は書面とする。

3 文教条例第3条ただし書の建築物の許可を受けようとする者は、次に掲げる図書等を添えた建築物許可申請書(第8号様式)及びその副本1通を知事に提出しなければならない。

- (1) 省令第1条の3第1項の表一の(い)項及び(ろ)項に掲げる図面
- (2) 工場等工事計画書(第4号様式。全部又は一部を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の許可の申請の場合に限る。)
- (3) 許可申請の理由書
- (4) その他知事が必要と認める図書又は書面

4 知事は、文教条例第3条ただし書の規定による許可をしたときは、建築物許可書(第9号様式)を申請者に交付するものとする。

全部改正〔平成11年規則46号〕、一部改正〔平成13年規則33号・15年22号・19年5号・20年43号〕

(道路位置の指定申請等)

第7条 法第42条第1項第5号に規定する指定を受けようとする者は、省令第9条に定める図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えた道路位置指定申請書(第10号様式)及びその副本2通を知事に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条に定める承諾書に係る印鑑証明書
- (2) 指定を受けようとする道の敷地となる土地の登記簿謄本及び登記所に備付けの地図の写し
- (3) 道路の構造、勾配等を明記した構造図、排水の放流先を明記した図面及びその他知事が必要と認めた図書

2 知事は、前項の申請があつた場合は、申請に係る道路の築造工事の完了を確認のうえ、道路の位置を指定するものとする。

3 知事は、法第42条第1項第5号の規定による道路指定を行つたときは、道路位置指定書(第11号様式)を申請者に交付するものとする。

4 法第42条第3項の規定による水平距離の指定申請に関する手続については、第1項及び前項の規定を準用する。この場合において水平距離指定申請書及び水平距離指定書は、それぞれ第12号様式及び第13号様式とする。

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

(道路位置の指定の変更又は廃止申請等)

第8条 法第42条第1項第3号若しくは第5号又は同条第2項若しくは第3項に規定する私道の位置を変更し、又は廃止しようとする者は、省令第9条に定める図書並びに次の各号に掲げる図書を添えた道路位置指定の変更(廃止)申請書(第14号様式)及びその副本2通を知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる図書
- (2) 変更し、又は廃止しようとする道路に接する敷地の地籍図

2 知事は、道路の位置の指定を変更し、又は廃止したときは道路位置指定の変更(廃止)書(第15号様式)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成元年規則57号・11年46号・19年5号〕

(認定申請書の添付図書等)

第9条 省令第10条の4の2第1項の規定により知事が規則で定める図書は、省令第1条の3第1項の表一の(い)項及び(ろ)項に掲げる図面(法第55条第2項に規定する認定にあつては、同表(る)項に掲げる図面を加える。)、工場等工事計画書(第4号様式。全部又は一部を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の認定の申請の場合に限る。)、認定申請の理由書その他知事が必要と認める図書とする。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の認定を受けようとする者は、省令第1条の3第1項の表一の(い)項及び(ろ)項に掲げる図面、工場等工事計画書(第4号様式。全部又は一部を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の認定の申請の場合に限る。)、認定申請の理由書その他知事が必要と認める図書を添えた建築物認定申請書(第16号様式)及びその副本1通を知事に提出しなければならない。

(1) 政令第115条の2第1項第4号ただし書に規定する建築物の認定

(2) 条例第4条ただし書に規定する建築物の認定

(3) 条例第17条の2に規定する建築物の認定

(4) 条例第24条第1項ただし書に規定する建築物の認定

(5) 条例第27条第1項ただし書に規定する建築物の認定

3 知事は前項各号に掲げる規定による認定を行ったときは、建築物認定書(第17号様式)を申請者に交付するものとする。

全部改正〔平成11年規則46号〕、一部改正〔平成13年規則33号・15年22号・19年5号〕

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請の添付図書等)

第10条 省令第10条の16第1項第4号、第2項第3号又は第3項第3号の規定により知事が規則で定めるものは、計画の概要を表した図書その他知事が必要と認めるものとする。

全部改正〔平成11年規則46号〕、一部改正〔平成15年規則22号・19年5号〕

(設計変更等)

第11条 省令第3条の2で定める軽微な変更をしようとするときは、変更図書を添えた設計変更届(第18号様式)2通を建築主事に提出しなければならない。

2 許可又は認定を受けた建築物等の設計を変更しようとするときは、改めて許可又は認定を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なもので知事が再度の許可又は認定を要しないと認めるものについては、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、許可通知書又は認定通知書並びに変更図書を添えた設計変更申請書(第19号様式)及び副本1通を知事に提出しなければならない。

4 知事は前項の規定による申請を承認するときは、設計変更承認書(第20号様式)を申請者に交付するものとする。

5 第1項の規定は、法第18条第2項の規定による通知をした者について準用する。

全部改正〔平成11年規則46号〕、一部改正〔平成19年規則5号〕

(建築主等の変更)

第12条 許可若しくは認定又は確認を受けた建築物等の建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)は、その工事の完了前に建築主等を変更したときは、建築主等の変更届出書(第21号様式)に許可通知書若しくは認定通知書又は確認済証を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、工事監理者又は工事施工者を選定し、又は変更したときは、前項の規定に準じて工事監理者(工事施工者)選定(変更)届出書(第22号様式)を知事又は建築主事に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、法第18条第2項の規定による通知をした者について準用する。

一部改正〔平成元年規則57号・11年46号・19年5号〕

(工事取りやめ届出書等)

第13条 許可若しくは認定(法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可又は法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定による認定を除く。)又は確認を受けた建築物等の建築主等が工事の全部又は一部を取りやめたときは、

工事取りやめ届出書（第23号様式）に許可通知書若しくは認定通知書又は確認済証を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、許可申請若しくは認定申請又は確認申請若しくは検査申請を許可若しくは認定又は確認若しくは検査を受ける前に取り下げるときは、取下届出書（第24号様式）を知事又は建築主事に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、法第18条第2項及び第14項の規定による通知をした者について準用する。この場合において、前項中「確認申請」とあるのは「計画通知」と、「検査申請」とあるのは「完了通知」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成元年規則57号・11年46号・15年22号・19年5号・20年43号〕

（建築協定の認可申請等）

第14条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定書3通並びに次の各号に掲げる図書を添えた建築協定認可申請書（第25号様式）及びその副本2通を知事に提出しなければならない。

（1）建築協定締結の理由を記載した書面

（2）建築協定区域、建築物に関する基準又は建築協定と関係のある地形若しくは地物を表示する図面

（3）申請者が建築協定締結に係る者の代表者であることを証する書面

（4）土地の所有者等（法第69条に規定する土地の所有者等をいう。以下同じ。）の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となつている土地及び建築物の所在を記載した書面

（5）土地及び建築物の登記簿謄本

（6）土地の所有者等の全員の合意があつたことを証する書面

2 知事は、法第73条第1項（法第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定により認可を行つたときは、建築協定認可書（第26号様式）を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

（建築協定の変更又は廃止申請等）

第15条 法第74条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）又は法第76条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定により建築協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者は、変更した建築協定書3通並びに次の各号に掲げる図書を添えた建築協定変更等認可申請書（第27号様式）及びその副本2通を知事に提出しなければならない。

（1）建築協定の変更又は廃止の理由を記載した書面

（2）変更した建築協定区域、建築物に関する変更した基準又は変更した建築協定と関係のある地形若しくは地物を表示する図面

（3）申請者が建築協定の変更又は廃止に係る者の代表者であることを証する書面

（4）土地の所有者等の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となつている土地及び建築物の所在地を記載した書面

（5）土地及び建築物の登記簿謄本

（6）土地の所有者等の全員（廃止の場合にあつては、過半数）の合意があつたことを証する書面

2 知事は、法第74条第2項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）において準用する法第73条第1項の規定により認可を行つたときは建築協定変更認可書（第28号様式）を、法第76条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定により認可を行つたときは建築協定廃止認可書（第29号様式）を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

（建築協定区域内の借地権消滅届）

第16条 法第74条の2第3項の規定により届出をしようとする者は、借地権が消滅したことを証する書類及び土地の位置を表示した図面を添えた借地権消滅届（第30号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

（建築協定認可後の建築協定加入届）

第17条 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、土地の登記簿謄本及び当該土地の位置図を添えた建築協定加入届（第31号様式）を知事に提出しなければならない

い。

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

(一人建築協定効力発生届)

第18条 法第76条の3第5項の規定により当該建築協定が効力を有することとなつたときは、同条第2項の規定により建築協定の認可を受けた者は、新たに土地の所有者等となつた者の土地又は建築物の登記簿謄本及び当該土地又は建物の位置を表示した図面を添えた一人建築協定効力発生届(第32号様式)を直ちに知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

第3章 報告

(特殊建築物の定期報告)

第19条 法第12条第1項に規定する知事が指定する建築物は、次の表の(い)欄に掲げる用途に供する建築物で、その規模又は階がそれぞれ同表(ろ)欄に掲げる規模又は階のものとし、省令第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、同表(い)欄及び(ろ)欄に該当する建築物の区分に応じ、それぞれ同表(は)欄に掲げる時期とする。ただし、建築物の用途及び規模又は階が同表の(1)項から(8)項までの2以上の用途及び規模又は階の区分に該当する複合建築物の報告の時期は、それぞれの用途に供する部分の床面積が最大の用途の区分に該当する建築物の同表(は)欄に掲げる時期とする。

	(い)	(ろ)	(は)
	用途	規模又は階	報告の時期
(1)	劇場、映画館又は演芸場	(い)欄の用途に供する建築物で、ホール若しくは客席部分が3階以上の階(当該階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。 (2)項において同じ。)にあるもの又はホール若しくは客席部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	平成19年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
(2)	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	(い)欄の用途に供する建築物で、ホール若しくは客席部分が3階以上の階にあるもの又はホール若しくは客席部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	平成19年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
(3)	旅館又はホテル	(い)欄の用途に供する部分が3階以上の階(当該階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。(4)項から(6)項まで及び(8)項において同じ。)にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	平成19年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダン	(い)欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床	平成20年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで

	スホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以下のものを除く。）	面積の合計が500平方メートル以上のもの	
(5)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人ホーム又は児童福祉施設等	(い) 欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	平成21年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
(6)	学校又は体育館	(い) 欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	平成20年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
(7)	共同住宅又は寄宿舍	(い) 欄の用途に供する部分が5階以上の階（当該階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもので、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	平成21年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
(8)	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	(い) 欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	平成21年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで

2 前項の表(7)項の(い)欄及び(ろ)欄に該当する建築物に共同住宅の住戸の部分が含まれる場合にあつては、当該部分については、前項の規定にかかわらず、法第12条第1項の規定による定期報告を要しないものとする。

3 法第12条第1項の規定による調査は、同項の規定による報告の日前3月以内に行わなければならない。

4 省令第5条第4項に規定する知事が定める書類は、省令第1条の3第1項の表一の(い)項に掲げる図書（尿（し）尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。）とする。

5 第1項に定める建築物を除却し、その用途を変更し、又はその使用を休止し、若しくは再使用したときは、2週間以内に、特殊建築物の除却（変更・休止・再使用）届（第33号様式）を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成19年規則5号〕、一部改正〔平成20年規則43号〕

（建築設備等の定期報告）

第20条 法第12条第3項の規定により、知事が指定する昇降機及び建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

(1) エレベーター（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。）及びエスカレーター。ただし、一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。

(2) 前条第1項に掲げる建築物に、法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けた換気設備（自然換気設備及び共同住宅の住戸内換気設備を除く。）

(3) 前条第1項に掲げる建築物に、法第35条の規定により設けた排煙設備（排煙機を有するもの

に限る。)及び非常用の照明装置

- 2 法第88条第1項に規定する昇降機等で同項において準用する法第12条第3項の知事が指定するものは、政令第138条第2項各号に掲げるものとする。
- 3 省令第6条第1項の知事が定める時期は、毎年4月1日から12月20日までとする。
- 4 法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前3月以内に行わなければならない。
- 5 第1項各号に掲げる昇降機及び建築設備又は第2項に掲げる昇降機等を廃止し、若しくは休止し、又は再使用したときは、2週間以内に、建築設備等の廃止(休止・再使用)届(第34号様式)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和57年規則29号・平成11年46号・13年33号・19年5号・20年43号〕

(所有者等の変更届)

第20条の2 第19条第1項に定める建築物について所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の変更があつたときは、変更後の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。次項において同じ。)は、2週間以内に、特殊建築物の所有者等変更届(第35号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第1項第1号に掲げる昇降機及び同条第2項に掲げる昇降機等について所有者等の変更があつたときは、変更後の所有者は、2週間以内に、昇降機等の所有者等変更届(第36号様式)を知事に提出しなければならない。

追加〔平成19年規則5号〕

(工事の計画及び施工状況の報告)

第21条 法第12条第5項(法第88条第1項、第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により知事、建築主事又は建築監視員が建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関して報告を求める場合等は、次の表に掲げるとおりとする。

報告を求める場合	報告を求める事項	報告を求める相手方	報告を求める時期	報告書又は図書
(1) 法第56条の2第1項に規定する建築物を建築する場合	建築物の配置	工事監理者	やり方完了時	工程報告書(第37号様式)
(2) 法第6条第1項第3号に規定する建築物を建築する場合	工事の施工状況	工事監理者	基礎又は床版の配筋工事の終了時(鉄骨造の場合にあつては鉄骨建方の終了時)	工程報告書(第37号様式)
(3) 階数5以上又は延べ床面積が500平方メートル以上の建築物を建築する場合	コンクリート工事の施行計画及び施行状況	設計者 工事監理者	工事着手前 工事完了時	施行計画報告書(第38号様式) 施行結果報告書(第39号様式)
(4) その他知事、建築主事又は建築監視員が必要と認める場合	知事、建築主事又は建築監視員が必要と認める事項	知事、建築主事又は建築監視員が報告を求める者	知事、建築主事又は建築監視員が報告を求める時	知事、建築主事又は建築監視員が指定する図書

一部改正〔昭和57年規則29号・平成元年57号・11年46号・12年124号・13年33号・19年5号〕

第4章 建築物の敷地及び道路

(角地等の指定)

第22条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する建築物の建ぺい率を緩和する敷地は、次

の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 周辺の長さの3分の1以上が道路又は公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地

(2) 周辺の長さの6分の1以上が幅員12メートル(前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合にあつては、これらの幅員の合計とする。)以上の道路に接する敷地

(3) 周辺の長さの6分の1以上が2以上の道路(それぞれの道路の幅員の数値の合計が12メートル以上のものに限る。)に接し、かつ、接する長さがそれぞれ4メートル以上ある敷地
一部改正〔平成13年規則33号〕

(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合)

第23条 政令第135条の2第2項の規定により規則で定める前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面から1メートル低い位置にあるものとみなす。

(北側の隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和)

第24条 政令第135条の4第2項の規定により、規則で定める建築物の敷地の地盤面の位置は、北側の隣地の地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。

(日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和)

第25条 政令第135条の12第2項の規定により規則で定める建築物の敷地の平均地盤面の位置は、隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。
一部改正〔昭和57年規則29号・平成19年5号〕

(道の指定)

第26条 法第42条第2項に規定する知事が指定する道は、法第3章の規定が適用されるに至つた際に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の道で一般の交通の用に供されているものとする。

2 建築主は、前項の道路に接して建築物を建築する場合は、法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる境界を標示くい等により明確にしなければならない。

(道路の指定等の公示)

第27条 知事は、法第42条第1項第3号に規定する私道の変更及び廃止、同項第5号及び同条第2項の規定による道路位置の指定、指定の変更及び指定の廃止並びに同条第3項の規定による水平距離の指定をしたときは、その旨を公告するものとする。

一部改正〔平成元年規則57号・20年43号〕

(道路の位置の標示)

第28条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けた者は、その道路の位置を標示しなければならない。

2 前項の標示は、コンクリート造その他耐久性のある位置指定道路標示くい(第40号様式)を道路の起点、曲り角及び終点に設置することにより行わなければならない。ただし、コンクリート造その他耐久性のある側溝を設置することにより、標示くいの設置に代えることができる。

一部改正〔平成元年規則57号・11年46号・19年5号〕

(尿(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域)

第29条 政令第32条第1項の表の特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、建築主事を置く市の区域以外の沖縄県の全域とする。

一部改正〔平成19年規則5号〕

(強い風を考慮する区域)

第29条の2 政令第46条第4項表3の特定行政庁がしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域及び特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値は、次の表に掲げるとおりとする。

区域	見付面積に乗じる数値(cm / m ²)
建築主事を置く市の区域以外の沖縄県全域	75

追加〔平成元年規則57号〕

第5章 公開による意見の聴取

全部改正〔平成19年規則5号〕

（公開による意見の聴取の請求）

第30条 法第9条第3項(法第10条第4項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。))法第45条第2項、法第88条第1項、第2項及び第3項、法第90条第3項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び法第88条第1項において準用する場合を含む。))並びに法第90条の2第2項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は第8項(法第10条第4項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。))、法第90条第3項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び法第88条第1項において準用する場合を含む。))並びに法第90条の2第2項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により公開による意見の聴取を請求しようとする者は、その請求の趣旨その他必要な事項を記載した公開による意見の聴取請求書(第41号様式)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成元年規則57号・11年46号・12年124号・19年5号〕

（公開による意見の聴取の公告）

第31条 公開による意見の聴取の公告は、公開による意見の聴取に係る建築物(建築設備、工作物及び道路敷を含む。))の所在する市町村の区域を所管する土木事務所の掲示板その他必要な場所に掲示して行うものとする。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項によるほか、県の公報に登載してこれを行う。

一部改正〔平成8年規則41号・19年5号・21年5号〕

（公開による意見の聴取の放棄）

第32条 法第9条第4項、法第46条第1項又は法第48条第13項の規定により出頭を求められた者が出頭しないときは、知事は、その者が意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなすことができる。ただし、意見の聴取のため出頭を求められた者が特別の理由により所定の期日及び場所に出席できない場合において、あらかじめその旨を知事に届け出た場合は、この限りでない。

一部改正〔平成元年規則57号・12年124号・19年5号〕

（公開による意見の聴取の延期）

第33条 知事は、災害その他やむを得ない理由により意見の聴取を行うことができない場合又は前条ただし書の規定により届出をした者について必要と認める場合には、意見の聴取の期日を延期することができる。

2 第31条の規定は、前項により期日を延期する場合について準用する。

一部改正〔平成19年規則5号〕

（参考人の出席）

第34条 知事は、公開による意見の聴取に関し必要と認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

一部改正〔平成19年規則5号〕

（代理人の出席）

第35条 法第46条第1項又は法第48条第13項の規定により出頭を求められた者は、公開による意見の聴取に際して代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、代理権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成12年規則124号・19年5号〕

（秩序の維持）

第36条 知事は、公開による意見の聴取の進行を妨げ、又は不当な行為を行う者に対して、退場を命じ、その他公開による意見の聴取の秩序を維持するために必要な事項を命じ、又は措置をとることができる。

一部改正〔平成19年規則5号〕

第6章 雑則

（書類の経由等）

第37条 法令の規定に基づき知事又は建築主事に提出する書類は、当該建築物等の所在する市町村の区域を所管する土木事務所長又は建築主事に提出するものとする。

一部改正〔昭和57年規則29号・平成元年57号・8年41号・11年46号・12年124号・21年5号〕

(委任)

第38条 この規則に定めるもののほか、法令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の沖縄県建築基準法施行細則の規定に基づいてなされた申請、届出その他の手続でこの規則に相当規定のあるものは、それぞれこの規則によりなされたものとみなす。

附 則(昭和57年6月3日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年8月29日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年7月16日規則第40号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、改正法の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日)までの間は、改正後の沖縄県建築基準法施行細則第6条第1項(第12号を除く。)及び第2項の規定は適用せず、改正前の沖縄県建築基準法施行細則第6条第1項及び第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成8年3月31日規則第41号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月30日規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の沖縄県建築基準法施行細則の規定によってした申請、届出その他の手続は、改正後の沖縄県建築基準法施行細則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成12年3月31日規則第124号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の施行の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第22号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、目次、第2条、第3条、第4条第1項第5号、第5条及び第6条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定(「第7号様式」を「第8号様式」に改める部分を除く。)、同条第4項の改正規定(「第8号様式」を「第9号様式」に改める部分を除く。)、第7条第1項の改正規定(「第9号様式」を「第10号様式」に改める部分を除く。)、同条第3項の改正規定(「第10号様式」を「第11号様式」に改める部分を除く。)、第8条第1項の改正規定(「第13号様式」を「第14号様式」に改める部分を除く。)、第9条第2項の改正規定(「第15号様式」を「第16号様式」に改める部分を除く。)、同条第3項の改正規定(「第16号様式」を「第17号様式」に改める部分を除く。)、第10条の見出しの改正規定、第11条に1項を加える改正規定、

第12条第1項の改正規定（「第20号様式」を「第21号様式」に改める部分を除く。）、同条に1項を加える改正規定、第13条第1項の改正規定（「第22号様式」を「第23号様式」に改める部分を除く。）、同条第2項の改正規定（「第23号様式」を「第24号様式」に改める部分を除く。）、同条に1項を加える改正規定、第20条第5項及び第6項の改正規定、第21条の改正規定（「第12条第3項」を「第12条第5項」に改める部分に限る。）、第25条の改正規定、第29条の見出しの改正規定、第5章の章名の改正規定、第30条の改正規定（「第40号様式」を「第41号様式」に改める部分を除く。）、第31条から第36条までの改正規定、第22号様式の改正規定（同様式を第23号様式とする部分を除く。）、第23号様式の改正規定（同様式を第24号様式とする部分を除く。）並びに第40号様式の改正規定（同様式を第41号様式とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月20日規則第73号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書、法第7条第1項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査の申請書、法第7条の3第1項（法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査の申請書、法第18条第2項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知書、法第18条第14項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する工事完了の通知書又は法第18条第17項（法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する工事終了の通知書を提出する建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に法第6条第1項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書、法第7条第1項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査の申請書、法第7条の3第1項（法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査の申請書、法第18条第2項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知書、法第18条第14項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する工事完了の通知書又は法第18条第17項（法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する工事終了の通知書が提出された建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月29日規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の調査を開始した者の同項の規定による報告に添付する書類及び施行日前に同条第3項の検査を開始した者の同項の規定による報告に添付する書類については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月16日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月16日規則第5号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。（後略）

第1号様式

（第3条関係）

全部改正〔平成19年規則5号〕

第2号様式

（第3条関係）

全部改正〔平成19年規則5号〕

第3号様式

- (第3条関係)
 - 全部改正〔平成19年規則5号〕
- 第4号様式
 - (第4条、第6条、第9条関係)
 - 一部改正〔平成元年規則57号〕
- 第5号様式
 - (第4条、第6条、第9条関係)
 - 一部改正〔平成元年規則57号〕
- 第6号様式
 - (第4条、第6条、第9条関係)
 - 一部改正〔平成元年規則57号〕
- 第7号様式
 - (第4条関係)
 - 追加〔平成19年規則5号〕
- 第8号様式
 - (第6条関係)
 - 一部改正〔平成8年規則41号・11年46号・19年5号・21年5号〕
- 第9号様式
 - (第6条関係)
 - 一部改正〔平成11年規則46号・12年124号・19年5号〕
- 第10号様式
 - (第7条関係)
 - 一部改正〔昭和57年規則29号・平成8年41号・11年46号・19年5号・21年5号〕
- 第11号様式
 - (第7条関係)
 - 一部改正〔昭和57年規則29号・平成元年57号・11年46号・19年5号〕
- 第12号様式
 - (第7条関係)
 - 一部改正〔平成元年規則57号・8年41号・11年46号・19年5号・21年5号〕
- 第13号様式
 - (第7条関係)
 - 一部改正〔平成元年規則57号・11年46号・19年5号〕
- 第14号様式
 - (第8条関係)
 - 一部改正〔昭和57年規則29号・平成元年57号・8年41号・11年46号・19年5号・21年5号〕
- 第15号様式
 - (第8条関係)
 - 一部改正〔昭和57年規則29号・平成元年57号・11年46号・19年5号〕
- 第16号様式
 - (第9条関係)
 - 一部改正〔平成元年規則57号・8年41号・11年46号・19年5号・21年5号〕
- 第17号様式
 - (第9条関係)
 - 一部改正〔平成元年規則57号・11年46号・19年5号〕
- 第18号様式
 - (第11条関係)
 - 追加〔平成11年規則46号〕、一部改正〔平成19年規則5号・20年53号・21年5号〕
- 第19号様式
 - (第11条関係)
 - 一部改正〔平成元年規則57号・8年41号・11年46号・19年5号・21年5号〕

第20号様式

(第11条関係)

一部改正〔平成元年規則57号・11年46号・19年5号〕

第21号様式

(第12条関係)

一部改正〔平成元年規則57号・8年41号・11年46号・19年5号・21年5号〕

第22号様式

(第12条関係)

一部改正〔平成元年規則57号・8年41号・11年46号・19年5号・21年5号〕

第23号様式

(第13条関係)

一部改正〔平成元年規則57号・8年41号・11年46号・19年5号・21年5号〕

第24号様式

(第13条関係)

一部改正〔平成元年規則57号・8年41号・11年46号・19年5号・20年43号・21年5号〕

第25号様式

(第14条関係)

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

第26号様式

(第14条関係)

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

第27号様式

(第15条関係)

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

第28号様式

(第15条関係)

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

第29号様式

(第15条関係)

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

第30号様式

(第16条関係)

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

第31号様式

(第17条関係)

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

第32号様式

(第18条関係)

一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

第33号様式

(第19条関係)

全部改正〔平成19年規則5号〕

第34号様式

(第20条関係)

全部改正〔平成19年規則5号〕、一部改正〔平成20年規則43号〕

第35号様式

(第20条の2関係)

追加〔平成19年規則5号〕

第36号様式

(第20条の2関係)

追加〔平成19年規則5号〕

第37号様式

（第21条関係）

全部改正〔平成元年規則57号〕、一部改正〔平成11年規則46号・19年5号〕

第38号様式

（第21条関係）

追加〔平成元年規則57号〕、一部改正〔平成11年規則46号・13年33号・19年5号〕

第39号様式

（第21条関係）

追加〔平成元年規則57号〕、一部改正〔平成11年規則46号・13年33号・19年5号〕

第40号様式（第28条関係）

一部改正〔平成元年規則57号・11年46号・19年5号〕

第41号様式

（第30条関係）

一部改正〔平成元年規則57号・11年46号・19年5号〕